

八戸市道路位置指定指導要綱

(平成14年 5月10日 告示第154号)

(改正 令和 4年 1月25日 告示第23号)

目 次

第1章 総則	-----	P1 ~ P2
第1条 目的		
第2条 定義		
第3条 適用範囲		
第4条 道路位置指定区域の制限		
第5条 事前の指導		
第6条 事前協議		
第2章 基本計画	-----	P2
第7条 基本方針		
第8条 一宅地面積		
第3章 公共施設	-----	P2
第9条 道路		
第10条 雨水排水		
第11条 下水道施設		
第4章 環境対策等	-----	P2 ~ P3
第12条 工事中の災害防止及び交通安全対策		
第13条 工事中の騒音、振動等に対する措置		
第14条 自然緑地の保全		
第15条 文化財の保護		
第5章 補則	-----	P3
第16条 関係機関との協議		
第17条 道路の廃止		
第18条 その他		
○様式	-----	P4 ~ P8
・ 第1号様式 (道路の位置の指定事前協議申請書)		
・ 第2号様式 (道路の位置の指定の権利者一覧)		
・ 第3号様式 (道路位置指定事前協議変更申請書)		
・ 第4号様式 (道路の廃止事前協議申請書)		
・ 第5号様式 (道路廃止部分の権利者一覧)		

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、八戸市において行われる道路位置指定に対する指導に関し必要な事項を定めることにより、健全な都市環境の確保と良好な生活環境の整備を図り、もって都市の均衡ある発展に資するとともに、市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **道路位置指定** 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に定める道を築造しようとする者が、特定行政庁からその位置の指定を受けること。
- (2) **道路位置指定対象区域** 道路位置指定を受ける道及びこれを利用する宅地若しくは一体とみなされる宅地。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、道路位置指定対象区域の面積が、1,000平方メートル未満の開発行為（同一事業者（社会通念上同一事業者と認められる者を含む。）が隣接した2以上の区域で開発行為を行うときは、一の開発行為とみなすほか、一体開発の判断については、八戸市開発指導要綱（令和3年3月22日告示第69号）及び八戸市の開発許可制度の手引きによるものとする。）の場合について適用する。

(道路位置指定区域の制限)

第4条 道路位置指定対象区域には、次の各号に掲げる区域内の土地を含めないものとする。ただし、道路位置指定区域及びその周辺の地域の状況等により、土地利用上支障がないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 市街化調整区域。
- (2) 八戸市開発指導要綱第5条に規定する区域。

(事前の指導)

第5条 市長は、第3条の規定によりこの要綱が適用される道路位置指定について、次条第1項の申請書が提出される前に申請者等から相談を受けたときは、所要の指導及び助言に努めるものとする。

(事前協議)

第6条 申請者は、道路位置指定申請を行おうとするときは、関係法令に基づく手続をとる前に、当該道路位置指定計画について道路の位置の指定事前協議申請書（別記第1号様式）及び道路の位置の指定の権利者一覧（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請内容が道路位置指定技術基準等に適合する場合は、道路位置指定事前協議申請書（副本）に承諾印を押し、申請者に通知するものとする。

3 道路の位置の指定申請に伴う造成行為等をする場合は、前項の通知を受けた日以降に行わな

なければならない。

- 4 第2項の通知を受けた後に計画の変更をしようとするときは、道路位置指定事前協議変更申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、再度事前協議をしなければならない。
- 5 第2項の規定は、前項の申請があった場合に準用する。

第2章 基本計画

（基本方針）

- 第7条** 申請者は、道路位置指定の基本計画として災害の発生を防止し、環境の整備を図る等、快適で潤いのある街づくり計画を定めなければならない。
- 2 申請者は、道路位置指定申請を行うときは、景観に配慮した良好な環境の形成に努めるとともに、地域特性を生かし魅力的でアメニティーの高い街づくりを図るよう努めなければならない。

（一宅地面積）

- 第8条** 申請者は、住宅の建築を目的とする道路位置指定申請を行う場合は、一宅地面積165㎡以上確保するよう計画しなければならない。

第3章 公共施設

（道路）

- 第9条** 申請者は、道路構造令（昭和45年政令第320号）又は八戸市道路位置指定技術基準（令和4年1月25日告示第24号）に従い、居住者の動線等を考慮し交通量等を勘案して道路位置指定区域内の道路を計画しなければならない。

（雨水排水）

- 第10条** 道路内の雨水排水は、既成コンクリート製側溝等により河川その他公共の用に供している水路等に放流するものとし、その場合はあらかじめ当該管理者又は水利権者等と協議しなければならない。

（下水道施設）

- 第11条** 申請者は、公共下水道処理区域内で道路位置指定申請を行う場合は、公共下水道に接続しなければならない。この場合の排水計画は、原則として分流式とし、関係機関と事前に協議しなければならない。

第4章 環境対策等

（工事中の災害防止及び交通安全対策）

- 第12条** 申請者は、造成行為に関する工事の施工により、近隣の住民及び家屋等に被害を及ぼさないよう万全を期さなければならない。気象条件の急変その他の理由により災害発生のおそれがある場合も、同様とする。

(工事中の騒音、振動等に対する措置)

第13条 申請者は、造成行為に関する工事の施工に当たり、騒音、振動、砂塵、排水の処理等について適切な措置を講じなければならない。

(自然緑地の保全)

第14条 申請者は、山林等の切取り造成によって生じた斜面については、防災上の措置を講ずるとともに、その緑化に努めなければならない。

(文化財の保護)

第15条 申請者は、造成区域内における文化財等の有無及び取扱いについて、教育委員会と協議しなければならない。

第5章 補則

(関係機関との協議)

第16条 申請者は、この要綱に基づき協議した事項について、他の関係機関又は団体と協議すべき事項が生じたときは、速やかに当該関係機関又は団体と協議し、調整が十分に図られるようにしなければならない。

(道路の廃止)

第17条 申請者は、私道の廃止申請を行おうとするときは、八戸市建築基準法施行細則（平成13年八戸市規則第57号）第16条の規定に基づく手続をとる前に、道路の廃止事前協議申請書（別記第4号様式）及び道路廃止部分の権利者一覧（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請内容が建築基準法第45条（私道の変更又は廃止の制限）の規定に抵触しないことを確認した場合は、道路の廃止事前協議申請書（副本）に承諾印を押し、申請者に通知するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）八戸市長

申請者

道路の位置の指定事前協議申請書

八戸市道路位置指定指導要綱第6条の規定に基づき、道路の位置の指定の事前協議を申請します。この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 申請者 住所 氏名 電話 ()			
2. 代理人 [設計に関する資格] 住所 氏名 電話 ()			
3. 申請地の地名・地番（位置指定道路の部分） 八戸市			
4. 用途地域 地域	5. 道路部分の面積 m ²	6. 宅地部分の面積 m ²	7. 合計面積 m ²
8. 土地所有者	地番	土地所有者の住所及び氏名	
		※位置指定部分の土地所有者を記入	
9. 申請の理由			
10. 道路の概要 幅員 m / 延長 m / 舗装：有り・なし・一部 (m)			
11. 道路工事着手予定日 (年 月 日)		12. 道路完成予定年月日 (年 月 日)	
13. 関係事項事前協議の経過等 ア. 開発許可の要否--- 要・不要 イ. 取付道路---市道、位置指定道路、その他 () ウ. 排水処理---港湾河川課、道路維持課、下水道業務課、その他 () エ. 文化財---社会教育課 () オ. 水道---八戸圏域水道企業団給水課 () カ. その他			※受付欄

注 ※欄は、記入しないでください。

道路の位置の指定の権利者一覧

権利種別	権利を有する土地の表示	権利を有する者の住所	氏名

別添申請図書のとおり、道路の位置の指定を承諾します。

年 月 日

(あて先) 八戸市長

申請者 住所
氏名

(注意事項)

- 事前協議承諾後に工事すること。(位置の指定は道路築造後に本申請することになります。) 当該申請は、道路の位置・構造・造成の区域等について事前に設計協議をするものであり、これをなさずに築造された道路は是正を生ずる場合があります。
- 工事は、土地所有権等の関係権利者の承諾を得たうえで着手すること。
- 申請地の地番は、分筆前の場合は何番の一部で可。
- 権利種別欄には、土地所有権及び抵当権等の所有権以外の土地に関する権利も記入すること。
- 添付図面等・・・
 附近見取図、地籍図、位置指定道路部分の土地登記事項証明書、土地利用計画図(道路と宅地を色分けにより明示)、道路構造断面図、道路及び宅地の縦横断面図、排水計画図、側溝・柵等の構造図、地積測量図(道路・宅地部分)、公図の写し、現況写真
- 申請の理由欄は、自己宅地の建築或いは宅地分譲等の道路築造の目的を記すこと。

道路位置指定事前協議変更申請書

（あて先）八戸市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

代理人 住 所
氏 名
電 話

		変更前	変更後
1	申請地の地名地番		
2 計 画 内 容	道路部分の面積		
	宅地部分の面積		
	合 計 面 積		
	区 画 数		
3	変 更 理 由		
4	変更箇所添付図書		

（あて先）八戸市長

申請者

道路の廃止事前協議申請書

八戸市道路位置指定指導要綱第17条の規定に基づき、建築基準法第42条第 項第 号の道路の廃止の事前協議を申請します。この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 申請者 住所 氏名		電話 ()
2. 代理人 住所 氏名		電話 ()
3. 廃止部分の地名・地番 八戸市		
4. 廃止道路部分の面積 m ²		
5. 土地所有者	地番	土地所有者の住所及び氏名
		※廃止道路部分の土地所有者を記入
6. 廃止の理由		
7. 廃止道路の幅員・長さ 幅員 m / 長さ m		
8. 廃止道路形状変更 工事着手予定日 (年 月 日)		9. 廃止道路形状変更 工事完了予定日 (年 月 日)
10. その他道路廃止事前協議に関する事項等 ア. 廃止接続道路…市道、位置指定道路、その他 () イ. その他 ()		※受付欄

注 ※欄は、記入しないでください。

